

第51回定時株主総会招集ご通知に際しての
電子提供措置事項

会 社 の 体 制 及 び 方 針
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

(2025年1月21日から2026年1月20日まで)

ダイドーグループホールディングス株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社及び当社子会社から成る企業集団（以下「当企業グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当企業グループは、「グループ理念」及び「グループビジョン」を経営理念として共有し、その実現に向けて「グループ行動規範」に従い、企業倫理の遵守を図ります。
- ② 当企業グループは、その規模及び特性に応じて、内部統制の整備及び監督を行うために、必要な体制の整備を行います。
- ③ 当企業グループの役員や外部者が直接、不利益を受けることなく情報を伝達できることを保障する、ダイドールグループ・ホットラインを設置します。
- ④ 当社の内部監査部門は、監査役会と連携し、各部門における法令、定款及び社内規定の遵守状況の監査を通じ、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。さらに当社の内部監査部門は、必要に応じて、内部監査を実施し、子会社の法令遵守体制を拡充させます。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、不当要求を受けた場合には、関係機関と連携し、組織全体で毅然とした態度で臨み、被害の防止に努めます。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報に関する事項は、社内規定に従って適切に保存及び管理を行い、取締役及び監査役はこれらが必要なときに閲覧できるものとします。

(3) 当企業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理基本規程に従い、リスクの評価・分析を行うとともに代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置して定期的開催し、リスク管理を推進します。また、子会社と連携して当企業グループのリスク管理及び危機管理に関わる情報の一元化と共有を図ります。
- ② 当社の経営に重大な影響を与える可能性のある不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とする危機管理委員会を招集して対応を行い、損害・影響等を最小限にとどめる体制を整備します。

(4) 当企業グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当企業グループ各社は、その規模及び特性に応じて、以下により、取締役の職務の執行の効率化を図ります。また、当社は、グループ全体に関する経営戦略の策定及び進捗管理などを行うことにより、効果的なグループ経営を推進します。

- ① 業務分掌及び職務権限の明確化
- ② 定期的又は必要の都度開催される取締役会での経営上の重要事項の審議及び報告
- ③ 取締役を構成員とする経営会議の設置
- ④ 連結ベースでの中期経営計画及び年度予算の策定、進捗管理並びに改善策の実施

(5) 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する事項

当社は、社内規定に基づき、子会社との連携及び統制を図る担当部門を設置するとともに、子会社に対し、業務執行状況を報告させます。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、監査役を補助する必要な能力と知識を備えた使用人を配置し、その指揮命令権は監査役に帰属させます。
- ② 監査役は、監査役を補助する使用人の人事異動や人事評価に関して、事前に人事担当取締役より報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動の変更を人事担当取締役に申し入れることができますものとしします。
- ③ 当該使用人の懲戒等に関しては、人事担当取締役はあらかじめ、監査役の承諾を得るものとしします。

(7) 監査役への報告に関する体制及び監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 常勤監査役は、取締役会のほか当社の経営会議等の重要な会議体に出席することにより、当企業グループの重要な情報について適時報告を受けるものとしします。さらに、リスク管理部門及び法務部門は、その職務の内容に応じ、定期的に監査役に報告を実施します。
- ② 上記①に加え、当企業グループの取締役、監査役及び使用人は、当企業グループに重大な影響を与える事実又はそのおそれが発生した場合には、速やかに当社の監査役に報告することとしします。
- ③ 内部監査部門は、当企業グループの内部監査の結果を監査役会と共有します。
- ④ 監査役に報告をしたことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けないよう、当該報告者を保護します。また、報告を行ったことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けていることが判明した場合は、不利益な取扱いを除去するために速やかに適切な措置を講じます。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(9) その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図るため、監査役は、内部監査部門、会計監査人及び子会社の監査役と緊密な連携を保つとともに、代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催します。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当企業グループは、金融商品取引法及びその他の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用及び評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保します。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに対する取組みの状況

当企業グループは、コンプライアンスに関する内部統制の整備及び監督の実施に向け、「グループ行動規範」をはじめとする企業倫理の遵守を図るなど、必要な体制の整備・運用に努めております。当事業年度においては、コンプライアンス通信の定期発行、並びに当社及び当企業グループの役員等を対象とするコンプライアンス研修、その他研修・勉強会等の実施に加え、当社及び当企業グループの関連法令の改正対応など、各社の規模や特性に応じた取組みを行いました。

また、リスク・問題の早期発見及び是正のため、外部の受付システムを利用したグループ共通の内部通報制度「ダイドグループ・ホットライン」により、社内のほか社外弁護士にも直接通報できる仕組みを整え、体制の独立性担保を強化するとともに、適時適切な対応に努めております。

内部監査部門は、監査計画に基づき、当社及び当企業グループについて内部監査を実施し、必要に応じて改善のための勧告を行うとともに、監査結果を四半期毎に取締役会に報告いたしました。

(2) 損失の危険の管理に対する取組みの状況

リスクの評価・分析に関する体制や手続きを定めた、リスク管理基本規程に基づき、当社代表取締役社長を委員長とするグループリスク管理委員会を当事業年度において2回開催いたしました。同委員会では、各子会社におけるリスクの評価及び取組み状況も報告され、グループレベルでのリスク管理を推進しております。

当事業年度においては、当企業グループの経営に甚大な影響を与える可能性がある「海外情勢」、「人材の確保・育成」、「原材料・資材の調達」などの重要リスクへの対応について協議し、主要な子会社のグループ連携による対応力強化に努めました。また中長期リスクに対するマネジメントの手法として、人口動態の変化に特化した中長期的なリスクに対する評価と対応策の進捗確認を、国内セグメントを対象に実施しました。生産人口の減少に伴い対応が求められる各社のサプライチェーン上の課題を特定し、対応策の検討・実行を進めております。

(3) 取締役の職務執行の効率性確保に対する取組みの状況

当社では、定例取締役会を月1回開催するほか、必要あるときは臨時取締役会を開催し、業務執行に関する重要事項を協議・決定するとともに、グループ各社の職務の執行を監督しております。また、資料の事前配布や社外役員への事前説明（必要な場合）を実施するとともに、重要事項の審議に当たっては、社外役員の意見を尊重する議事進行を行い、特に当企業グループの将来にとって重要と思われる案件については、性急な結論を求めず、取締役会以外でも適宜議論を行う場を設けるなど、適切な運営を図っております。

また、常勤取締役及び執行役員等を構成員とする経営会議を定期的で開催し、重要な事項についての審議を行い、代表取締役社長及び取締役会の迅速な意思決定をサポートしております。

(4) 当企業グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

関係会社は、各社に課せられる法令等や社会規範、グループ行動規範を遵守の上で、自主独立の精神をもって担当事業の発展を図ることを原則としております。

当社は、同原則を尊重しつつ関係会社との連携及び関係会社の機動的運営の統制を図り、ともに発展を期すよう管理にあたっております。

具体的には、関係会社の経営を担う関係会社社長、及び関係会社担当事業に対する事業セグメント長を通じて、関係会社の経営全体の管理を行うとともに、関係会社の事業内容に応じて設定する関係会社主管部門を通じて、当社と関係会社間の連携強化や関係会社の経営レベル向上に向けた支援及び指導にあたっております。

関係会社における経営上の重要事項の決定に際しては、関係会社管理規程に従い、適切な決裁や報告がなされるよう定めております。関係会社管理規程の運用にあたっては、当社主管部門及び当社他部門が機能別の専門性を発揮しつつ関わることで、関係会社の意思決定の品質向上に努めております。

また、関係会社による事業実行の状況は、毎月の経営会議において、当社経営陣・常勤監査役と主要事業セグメントの責任者による意見交換を定期的に行いました。

(5) 監査役監査の実効性確保に対する取組みの状況

監査役は、当事業年度において、取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を述べるほか、代表取締役社長及び取締役・執行役員・重要子会社社長との意見交換会を定期的開催し、情報の共有と意思疎通を図りました。さらに常勤監査役は、経営会議やグループリスク管理委員会、グループサステナビリティ委員会などの重要会議に出席し、当社グループの重要な情報について報告を受けるほか、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、必要に応じて説明を求め、情報の収集及び監査の環境の整備に努めました。

また、監査役会で定めた事業年度毎の監査計画に従い、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査するほか、常勤監査役は、子会社の監査役及び内部監査部門長との連絡会議を毎月開催し、意思疎通及び情報の交換を図るとともに、監査役会において報告内容や調査結果等の情報を共有しております。

会計監査人とは、監査計画・監査結果等について定期的に報告を受け、意見交換を実施するとともに、半期毎に実施する三様監査連携会議等の機会を通じて情報の共有と連携を図り、監査の効率性と実効性を高めることに努めました。

なお、監査役会には監査役の業務を補助すべき専任の使用人が配置されており、直接指示・命令を行える体制となっております。

監査役が職務を執行する上で生ずる必要な費用の請求については、会社法第388条の定めに基づき適切に処理しており、監査の実効性は担保されております。

3. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の株主の皆様、お客様、地域社会、お取引先様、従業員など、当社を巡るステークホルダーとの共存共栄を図り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保と向上に資する者が望ましいと考えております。

もともと、当社の株主の在り方については、株主は資本市場での自由な取引を通じて決まるものであり、また会社を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思に基づき判断されるべきであることから、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、買収の目的等が、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が当該買付の内容を検討・判断し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための必要な時間や情報を与えることなく行われるもの、買付の対価の価額、買付の手法等が対象会社の企業価値ひいては株主に対して不適當なもの、対象会社と対象会社を巡るステークホルダーとの間の関係を損ねるおそれをもたらすものなど、企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものもありえます。

当社は、このような大規模買付行為や買付提案を行い、当社の企業価値及びブランド価値ひいては株主共同の利益に反する重大な悪影響を与えるおそれをもたらす行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適當でないと考えます。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。これらの取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

① コーポレート・ガバナンスの継続的改善に向けた取組み

当社グループのコアビジネスである国内飲料事業は、清涼飲料という消費者の皆様のご日常生活に密着した製品を取り扱っており、セグメント売上高の約90%は地域社会に根差した自販機を通じた販売によるものです。また、自社工場を持たず、生産・物流を全国の協力業者に委託するファブレス経営により、当社は製品の企画・開発と自販機オペレーションに経営資源を集中し、業界有数の自販機網は当社グループの従業員と共栄会（当社機のオペレーションを行うパートナー企業の総称）により管理しております。

このような当社独自のビジネスモデルは、ステークホルダーの皆様との信頼関係によって成り立っていることから、「人と、社会と、共に喜び、共に栄える。」ことが会社としての責務であり、経営上の最重要課題であると認識しております。そして、その実現のために「ダイナミックにチャレンジを続けていく」ための基盤として、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みであるコーポレート・ガバナンスの継続的な改善に取り組んでおります。

② 「グループミッション2030」を通じた企業価値向上への取組み

当社グループは、中長期的な企業価値向上の実現に向けて、2030年のありたい姿を示す「グループミッション2030」を定めております。具体的には、2030年1月期までの期間を「基盤強化・投資ステージ」「成長ステージ」「飛躍ステージ」の3つに区分し、それぞれのステージに応じた事業戦略を推進することにより、競争優位性の高いビジネスモデルを構築してまいります。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2008年1月15日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では2023年4月14日開催の第48回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき継続しております。

その概要は以下のとおりです。

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株式の大規模買付行為への対応策」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、さらには当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。従いまして、大規模買付行為は、取締役会の評価検討の期間の経過後にのみ開始されるものとします。大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、対抗措置をとりません。他方、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要性相当性の範囲内において会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

本プランの有効期限は、2026年4月開催予定の定時株主総会の終結の時までとなっております。有効期限満了にあたり、本定時株主総会において、本プランを継続することを株主の皆様にお諮りすることとしております。その内容につきましては、株主総会参考書類をご参照ください。

(4) 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みは、以下の諸点より、会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

本プランは、イ. 経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める要件を充足し、2008年6月30日に発表した企業価値研究会の報告書及び2023年8月31日に発表した公正な買収の在り方に関する研究会の「企業買収における行動指針」の定める3つの原則並びに東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえていること ロ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること ハ. 株主の意思を反映するものであること ニ. 当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものであること ホ. 発動のための合理的な客観的要件を設定していること ヘ. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結株主資本等変動計算書 (2025年1月21日から2026年1月20日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,924	1,868	93,036	△3,520	93,309
当期変動額					
剰余金の配当			△1,274		△1,274
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△30,322		△30,322
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		5		237	242
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					—
当期変動額合計	—	5	△31,596	237	△31,353
当期末残高	1,924	1,874	61,440	△3,282	61,955

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,564	411	△4,012	641	△1,394	1,592	93,507
当期変動額							
剰余金の配当							△1,274
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)							△30,322
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							242
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	1,258	△204	2,314	381	3,750	△1,008	2,741
当期変動額合計	1,258	△204	2,314	381	3,750	△1,008	△28,611
当期末残高	2,823	207	△1,698	1,023	2,355	583	64,895

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社はダイードリンコ(株)、ダイードビジネスサービス(株)、大同薬品工業(株)、(株)たらみ、ダイナミックベンディングネットワーク(株)、ダイードアサヒベンディング(株)、(株)ダイードビバレッジ静岡、ダイードベンディングジャパン(株)、九州アサヒ飲料販売(株)、(株)ミチノク、(株)ダイードリンコサービス関東、ダイード光藤ビバレッジ(株)、上海大徳多林克商貿有限公司、Della Gıda Sanayi ve Ticaret A.Ş.、DyDo DRINCO TURKEY İçecek Satış ve Pazarlama A.Ş.、DyDo DRINCO UK Ltd、Wosana S.A.、DyDo Drinco Poland sp. z o.o.、ダイードファーマ(株)及びダイードリンコインターナショナル(株)の20社であります。

当連結会計年度より、当社の連結子会社であったアサヒ飲料販売(株)は、同じく当社の連結子会社であるダイードビバレッジサービス(株)を吸収合併存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。また、吸収合併存続会社であるダイードビバレッジサービス(株)は、ダイードアサヒベンディング(株)に商号変更しております。

なお、PT.Tarami Aeternit Foodは、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社はダイード・タケナカビバレッジ(株)、ダイード・タケナカベンディング(株)、(株)秋田ダイード、(株)群馬ダイード、ダイード・シブサワ・グループロジスティクス(株)及びダイードベンディング近畿(株)の6社であります。

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

持分法を適用していない非連結子会社（PT.Tarami Aeternit Food）及び持分法を適用していない関連会社（塔啦蜜（青島）食品有限公司）については、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)ダイードビバレッジ静岡及び(株)ダイードリンコサービス関東の決算日は11月20日であります。

また、ダイードベンディングジャパン(株)及びダイード光藤ビバレッジ(株)の決算日は10月31日であります。

なお、(株)たらみ、上海大徳多林克商貿有限公司、Della Gıda Sanayi ve Ticaret A.Ş.、DyDo DRINCO TURKEY İçecek Satış ve Pazarlama A.Ş.、DyDo DRINCO UK Ltd、Wosana S.A. 及びDyDo Drinco Poland sp. z o.o. の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の各社の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② デリバティブ 時価法

③ 棚卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品 移動平均法

製品・原材料 総平均法

ただし、一部の連結子会社については移動平均法

貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定額法

（リース資産を除く） なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、工具、器具及び備品のうち、自動販売機については、経済的使用可能予測期間を勘案した期間（10年）を耐用年数としております。

② 無形固定資産 定額法

（リース資産を除く） 商標権及び顧客関連資産は経済的耐用年数に基づいて償却しております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度対応分相当額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 役員株式給付引当金

株式給付規程に基づく当社の取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を含みません。）及び執行役員並びに当社の100%子会社の取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を含みません。）及び執行役員（以下、「取締役等」といいます。）に対する将来の当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理することとしております。

また、一部の連結子会社については、数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生の連結会計年度に一括処理しております。

③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、国内飲料事業、海外飲料事業、医薬品関連事業、食品事業及び希少疾病用医薬品事業を行っており、それぞれ以下のとおり収益を認識しております。

① 国内飲料事業

国内飲料事業セグメントにおける収益は、主に清涼飲料及びサプリメント等の販売によるものであります。清涼飲料及びサプリメント等の販売の履行義務は、顧客が当該商品の支配の獲得を行うこととあります。当該履行義務は、顧客に商品を納品した時点で充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

国内飲料事業セグメントにおける清涼飲料及びサプリメント等の販売について、過去の実績率で見積もった返品、販売奨励金及びリベート等を控除した、収益に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲内の金額で算定しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

② 海外飲料事業

海外飲料事業セグメントにおける収益は、主に清涼飲料等の販売によるものであります。清涼飲料等の販売の履行義務は、顧客が当該商品の支配の獲得を行うことであります。当該履行義務は、顧客に商品を納品した時点で充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

海外飲料事業セグメントにおける清涼飲料等の販売について、過去の実績率で見積もった返品、販売奨励金及びリベート等を控除した、収益に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲内の金額で算定しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

③ 医薬品関連事業

医薬品関連事業セグメントにおける収益は、主にグループ外の製薬会社等から受託したドリンク剤の製造・販売によるものであります。ドリンク剤の受託製造の履行義務は、製品を顧客に引渡し、顧客が当該製品の支配の獲得を行うことであります。当該履行義務は、顧客との契約に基づき、製品を顧客が検収又は顧客に納品した時点で充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

④ 食品事業

食品事業セグメントにおける収益は、主にフルーツゼリーの販売によるものであります。フルーツゼリーの販売の履行義務は、顧客が当該商品の支配の獲得を行うことであります。当該履行義務は、顧客に商品を納品した時点で充足されるため、当該時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。

食品事業セグメントにおけるフルーツゼリーの販売について、過去の実績率で見積もった返品、販売奨励金及びリベート等を控除した、収益に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲内の金額で算定しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

⑤ 希少疾病用医薬品事業

希少疾病用医薬品事業セグメントにおける収益は、主に医療用医薬品の販売によるものであります。医療用医薬品の販売の履行義務は、顧客が当該商品の支配の獲得を行うことであります。当該履行義務は、顧客に商品を納品した時点で充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

(6) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、各社決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

なお、トルコの子会社の財務諸表の換算基準は、「追加情報（超インフレ経済下における会計処理）」をご参照ください。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約取引につきましては、繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約取引

ヘッジ対象・・・外貨建買入債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

当社グループではデリバティブ取引に関するリスク管理体制に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。なお、投機目的による取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引の締結時に実需への振当を行っているため、その対応関係の判定をもって有効性の判定に代えております。

(8) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果の発現する期間を合理的に見積もり、当該期間において均等償却しております。ただし、その金額が僅少な場合は発生年度に全額償却しております。

(9) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」

（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用)

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第46号 2024年3月22日。）を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響は軽微であります。

会計上の見積りに関する注記

トルコ飲料事業における有形及び無形固定資産

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	34,872百万円	(うち、トルコ飲料事業	10,118百万円)
無形固定資産	11,406百万円	(うち、トルコ飲料事業	248百万円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

トルコ飲料事業の有形及び無形固定資産は、将来その資産から生み出されるキャッシュ・フローが減少するなど、帳簿価額相当額を回収することができない可能性を示す兆候があると判断される場合には、減損要否の検討を実施しております。

トルコ飲料事業の有形及び無形固定資産の評価においては、トルコ国内のインフレ率、賃金上昇率、トルコリラの通貨価値の変動、市場金利の変動などを検討し、減損損失の可能性を示す兆候の有無を判定しております。

IAS第29号では報告期間の末日現在における測定単位により有形及び無形固定資産を含む非貨幣資産の取得原価を修正再表示し、回収可能価額が修正再表示後の帳簿価額を下回る場合には相当の減額を実施することが求められております。なお、回収可能価額は使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方として算定されます。

トルコ飲料事業においては、回収可能価額として処分コスト控除後の公正価値を採用し、処分コスト控除後の公正価値は外部の専門家から入手した不動産鑑定評価書等に基づく見積りを行っております。

当連結会計年度においては回収可能価額が帳簿価額を上回ったため、有形及び無形固定資産は修正再表示後の帳簿価額で計上しております。

翌連結会計年度以降、経営環境の変化等により当該見積りの見直しが必要となった場合、トルコ飲料事業の有形及び無形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

追加情報

(役員向け株式給付信託)

当社は、取締役等に対し、信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、取締役等を対象に、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、当社グループの業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高いインセンティブ制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度は、当社が信託に対して金銭を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役等に対して、当社及び各対象子会社がそれぞれ定める株式給付規程に従って、業績達成度に応じて当社株式を給付します。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として当該取締役等の退任時となります。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

株式給付規程に基づく取締役への株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき役員株式給付引当金を計上しております。

(3) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除きます。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末においては452百万円、157,200株であります。

(譲渡制限付株式報酬制度)

当社は、当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）及び取締役を兼務しない執行役員（以下、対象取締役と併せて「当社の取締役等」といいます。）並びに当社の100%子会社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除きます。）及び取締役を兼務しない執行役員（以下、「当社の取締役等」と併せて「対象取締役等」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役等を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

また、2022年4月15日開催の第47回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬（以下、「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額1億円以内の金銭債権を支給し、年10,000株^{*}以内の当社普通株式を発行又は処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約により当社普通株式の割当てを受けた日より、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が定める地位を退任した直後の時点までの間とすること等につき、承認可決されております。

なお、2025年4月15日開催の当社取締役会において決議した譲渡制限付株式報酬の割当として、2025年5月14日に自己株式7,600株の処分を実施いたしました。

^{*}当社は、2024年1月21日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。そのため、同日以降は、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年20,000株以内となります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員に対して中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与すると同時に、福利厚生増進策として、持株会の拡充を通じて従業員の株式取得及び保有を促進することにより従業員の財産形成を支援することを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」(以下、「本プラン」といいます。)を導入しております。

(1) 取引の概要

本プランは、「ダイドーグループホールディングス社員持株会」(以下、「本持株会」といいます。)に加入する全ての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行にダイドーグループホールディングス社員持株会専用信託口(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、その設定後5年間にわたり本持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、従持信託から本持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合には、当社が当該残債を弁済することになります。

なお、2025年7月31日をもって当該従持信託は終了しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

従持信託に残存する当社株式を、従持信託における帳簿価額(付随費用の金額を除きます。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。

なお、当連結会計年度において、信託が保有する当社の株式を全て売却しているため、信託における期末株式はありません。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度は該当ありません。

(超インフレ経済下における会計処理)

2023年1月期連結会計年度において、トルコの全国卸売物価指数が、同国の3年間累積インフレ率が100%を超えたことを示したため、当社グループはトルコ・リラを機能通貨とするトルコの子会社について、超インフレ経済下で営業活動を行っているとは判断いたしました。

このため、2023年1月期連結会計年度より、当社グループは、トルコの子会社の財務諸表について、IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」に定められる要件に従い、会計上の調整を加えております。IAS第29号は、トルコの子会社の財務諸表について、報告期間の末日現在の測定単位に修正した上で、当社グループの連結計算書類に含めることを要求しております。当社グループは、トルコの子会社の財務諸表の修正のため、The Turkish Statistical Instituteが公表するトルコの消費者物価指数（CPI）から算出する変換係数を用いております。

トルコの子会社は、取得原価で表示されている有形固定資産等の非貨幣性項目について、取得日を基準に変換係数を用いて修正しております。現在原価で表示されている貨幣性項目及び非貨幣性項目については、報告期間の末日現在の測定単位で表示されていると考えられるため、修正しておりません。正味貨幣持高にかかるインフレの影響は、連結損益計算書の営業外費用に表示しております。また、トルコの子会社の損益計算書は、変換係数を適用して修正しております。トルコの子会社の財務諸表は、期末日の為替レートで換算し、当社グループの連結計算書類に反映しております。

表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました営業外費用の「固定資産除却損」は重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む） 134,823百万円
2. 担保提供資産 定期預金 202百万円
定期預金202百万円は長期借入金73百万円（うち1年内返済予定の長期借入金73百万円）の担保に供しているものであります。
3. 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の残高は次のとおりであります。
受取手形 477百万円
売掛金 29,176百万円

連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

グループ	場所	用途	種類	減損損失
国内飲料事業	大阪市北区他	事業用資産	建物及び構築物	1,406
			機械装置及び運搬具	139
			工具、器具及び備品	26,147
			土地	913
			リース資産	1,128
			無形固定資産	91
			合計	29,826

資産のグルーピング方法は事業用資産においては、事業区分をもとに、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとに、遊休資産においては、個別物件単位ごとに減損損失の認識の判定及び測定を決定しております。

上記資産グループについて、減損損失の認識に至った経緯等は、次のとおりであります。

主力の国内飲料事業において、昨今の原材料価格高騰や消費者の節約志向の高まりにより、自販機チャネルにおける収益性が低下しております。そのような状況の中、当社は、価格優位性のある「ハートプライス」商品ラインアップの展開や不採算自販機の政策的引き上げ等により、その改善に努めてきました。しかしながら、飲料の販売数量の減少やコーヒー豆をはじめとした各種原材料価格の高騰の影響は大きく、今期、国内飲料事業は営業損失となり、これらの状況より、当連結会計年度において、経営環境の著しい悪化が認められております。さらに、来期以降もこの厳しい市場環境の継続が見込まれることなどから、翌連結会計年度以降の事業計画の見直しを行いました。国内飲料事業の収益体質への転換を図るべく、商品ポートフォリオの最適化による収益性改善や自販機契約における販売手数料の見直しなどを実行する計画となりますが、それぞれの計画策定の前提となる仮定には不確実性が伴います。その不確実性を考慮した事業計画で算出した割引前将来キャッシュ・フローの見積総額が固定資産の帳簿価額を下回り、減損損失の認識が必要となりました。

以上により、上記資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。当該資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額に合理的な調整を行い算出しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末株式数
発行済株式				
普通株式	33,137,000	—	—	33,137,000
合 計	33,137,000	—	—	33,137,000
自己株式				
普通株式	1,535,021	1,302	98,200	1,438,123
合 計	1,535,021	1,302	98,200	1,438,123

(注) 1. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度期末の自己株式の株式数には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式がそれぞれ165,700株、157,200株含まれております。また、当連結会計年度期首の自己株式の株式数には、信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®) の従持信託が保有する当社株式が82,100株含まれております。

2. 自己株式の株式数の増加の内訳は次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬の無償取得	1,300株
単元未満株式の買取	2株

3. 自己株式の株式数の減少の内訳は次のとおりであります。

従持信託から社員持株会への売却	82,100株
役員向け株式給付信託から対象者への株式給付	8,500株
譲渡制限付株式報酬の割当	7,600株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年4月15日 定時株主総会	普通株式	796	25	2025年1月20日	2025年4月16日
2025年8月27日 取締役会	普通株式	477	15	2025年7月20日	2025年9月22日

- (注) 1. 2025年4月15日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円、信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship[®])の従持信託が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。
2. 2025年8月27日取締役会決議による配当金の総額には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金2百万円、信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship[®])の従持信託が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の 原資
2026年4月15日 定時株主総会	普通株式	477	15	2026年1月20日	2026年4月16日	利益剰余金

- (注) 配当金の総額には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を事業環境等の変化に応じて効率的に調達することとし、現在は主に銀行借入や社債発行により調達しております。資金運用については短期的な預金及び安全性の高い金融資産に限定し運用しております。なお、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容並びにそのリスク及びリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、主に債券、株式、譲渡性預金であり、「その他有価証券」に区分しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利変動リスク、市場価格変動リスクに晒されていますが、定期的に発行体の財務状況や債券の時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらの営業債務等の流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、当社グループでは、毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、そのリスクを回避しております。

借入金のうち、短期借入金は主に運転資金の調達、長期借入金、ファイナンス・リース等に係るリース債務及び社債は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建買入債務及び外貨建予定取引について、為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引であります。デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っており、デリバティブ取引に対する基本方針、手続等を社内規程により管理し、取引の実行は当該取引の担当部門が行っております。

なお、為替の変動リスクを回避する目的に限定した取引を行っており、投機目的での取引は行っておりません。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (7) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年1月20日（当連結会計年度の末日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 有価証券及び投資有価証券	10,910	10,910	—
資産計	10,910	10,910	—
(1) リース債務	4,398	4,295	△103
(2) 長期借入金	18,897	18,848	△48
(3) 社債	15,000	14,166	△833
負債計	38,296	37,311	△985

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「未払金」、「短期借入金」及び「有価証券」のうち譲渡性預金及び金銭信託については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	127
関係会社株式	517
関係会社出資金	94
投資事業有限責任組合への出資	193

3. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	5,802	—	—	5,802
投資信託	477	—	—	477
社債	—	4,630	—	4,630
資産計	6,280	4,630	—	10,910

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	—	4,295	—	4,295
長期借入金	—	18,848	—	18,848
社債	—	14,166	—	14,166
負債計	—	37,311	—	37,311

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。社債については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は全て固定金利によるものであり、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価については、相場価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

4. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの				
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	—	—	—	—
(2) 社債	800	1,700	700	1,500
2. その他	10,993	—	—	—
合計	11,793	1,700	700	1,500

5. リース債務、長期借入金及び社債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	710	581	410	248	208	1,214
長期借入金	4,077	2,914	2,245	1,381	7,496	783
社債	—	—	—	—	15,000	—

(注) リース債務には、IFRS第16号の適用により連結貸借対照表に計上したリース負債は含めておりません。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

		当連結会計年度 (自2025年1月21日 至2026年1月20日)
報 告 セ グ メ ン ト	自販機	127,145
	流通・海外	12,104
	ヘルスケア通販	3,402
	内部取引	△119
	国内飲料事業 計	142,532
	トルコ	45,695
	ポーランド	14,301
	その他	5,343
	内部取引	—
	海外飲料事業 計	65,341
	ドリンク剤 他	13,435
	内部取引	△241
	医薬品関連事業 計	13,194
	ドライゼリー 他	19,570
	内部取引	△7
	食品事業 計	19,562
	医薬品 他	606
	内部取引	—
	希少疾病用医薬品事業 計	606
	顧客との契約から生じる収益	241,236
その他の収益	—	
外部顧客への売上高	241,236	

(注) 海外飲料事業の地域ごとの売上高は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	2,028円83銭
2. 1株当たり当期純損失（△）	△957円83銭

（注）1. 役員向け株式給付信託が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、当連結会計年度末の普通株式の発行済株式の総数から控除する自己株式に含めております。

役員向け株式給付信託が保有する当社株式の株式数は、当連結会計年度末157,200株であります。

2. 役員向け株式給付信託及び信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）の従持信託が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

役員向け株式給付信託が保有する当社株式の期中平均株式数は、当連結会計年度159,815株、従持信託が保有する当社株式の期中平均株式数は、当連結会計年度36,969株であります。

なお、2025年7月31日をもって当該従持信託は終了しております。

その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2025年1月21日から2026年1月20日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						別途積立金	地域コミュニティ貢献積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,924	1,464	36	1,501	137	55,650	232	25,245	81,265	△3,518	81,171
当期変動額											
地域コミュニティ貢献積立金の積立							100	△100	-		-
地域コミュニティ貢献積立金の取崩							△38	38	-		-
剰余金の配当								△1,274	△1,274		△1,274
当期純損失(△)								△26,129	△26,129		△26,129
自己株式の取得										△0	△0
自己株式の処分			5	5						237	242
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											-
当期変動額合計	-	-	5	5	-	-	61	△27,465	△27,403	237	△27,161
当期末残高	1,924	1,464	42	1,506	137	55,650	294	△2,220	53,861	△3,281	54,010

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,461	-	1,461	82,633
当期変動額				
地域コミュニティ貢献積立金の積立				-
地域コミュニティ貢献積立金の取崩				-
剰余金の配当				△1,274
当期純損失(△)				△26,129
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				242
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,261	-	1,261	1,261
当期変動額合計	1,261	-	1,261	△25,899
当期末残高	2,722	-	2,722	56,733

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員株式給付引当金

株式給付規程に基づく当社の取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を含みません。）及び執行役員並びに当社の100%子会社の取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を含みません。）及び執行役員（以下、「取締役等」といいます。）に対する将来の当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(3) 関係会社事業損失引当金

関係会社の債務超過額に対して、損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からのロイヤリティー収入、システム料収入、受取配当金となります。ロイヤリティー収入については、契約で定められた期間にわたり、子会社に対して商標権等を使用許諾する履行義務を負っております。子会社の売上収益等を基礎に算定された契約対価であり、その発生時点で収益を認識しております。システム料収入については、子会社に対するシステム保守・運用等の役務提供を履行義務としており、子会社に役務を提供した時点で、履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。受取配当金は、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 関係会社株式

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 46,345百万円（うち、ダイドーフーマ株式会社の株式 2,500百万円）

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の関係会社株式のうちダイドーフーマ株式会社は、成長性の高いライフサイエンス分野をはじめとするヘルスケア関連市場を当社グループの次なる成長領域と定め、2019年1月21日に設立いたしました。世界のバイオベンチャーが開発した新薬候補を、導入・開発・承認取得して、一刻も早く患者様にお届けすべく事業展開をすすめてまいります。希少疾病の医療用医薬品の開発には不確実性を伴うほか、事業基盤が安定するまでは投資が先行し、営業利益及びキャッシュ・フローはマイナスが続くこととなります。

非上場の子会社に対する投資を含む、市場価格のない株式等については、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、投資について評価損の認識が必要となります。

ダイドーフーマ株式会社の株式の実質価額は、同社における希少疾病の医療用医薬品の個々の開発プロジェクトに基づく事業計画を基礎として算出された事業価値を加味して算定しております。個々の開発プロジェクトは、開発の延長や中止を行う可能性、想定どおりの内容で薬事承認が下りない又は薬事承認に想定以上の時間を要する可能性、想定していた薬価を下回る可能性等があり、研究開発活動の成功確率の仮定には高い不確実性を伴います。また、事業価値の算定に使用する割引率の見積りにおいては、計算手法及びインプットデータの選択に当たり、評価に関する高度な専門知識を必要とします。

同社の開発プロジェクトの事業価値の評価に基づく評価差額等を加味して株式の実質価額を算定した結果、当事業年度末において同社株式の実質価額は取得原価に比べて著しく低下していないと判断し、相当の減額処理は実施しておりません。翌事業年度以降、開発プロジェクトの進捗状況によっては、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. ダイドードリンコ株式会社に対する貸付金等の債権の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

ダイドードリンコ株式会社に対する貸付金等の債権	27,860百万円
当該債権に対する貸倒引当金	26,150百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

国内飲料事業の主要な連結子会社であるダイドードリンコ株式会社において、自販機等の事業関連資産の減損損失を計上したことに伴い、同社は債務超過となりました。当社は同社に対する貸付金等の債権について、債務超過額まで貸倒引当金を計上しております。

当該貸倒引当金は、同社の財政状態、経営成績及び事業計画より回収可能性を判断することとなります。事業計画には不確実性が伴い、将来の財政状態及び経営成績により貸倒引当金の計上金額が変動することから、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

追加情報

(役員向け株式給付信託)

取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表の「追加情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(譲渡制限付株式報酬制度)

対象取締役等へ自社の株式を交付する報酬制度に関する注記については、連結注記表の「追加情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表の「追加情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|---|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 47 百万円 |
| 2. 保証債務 | |
| 次の子会社について、リース債務に対し債務保証を行っております。 | |
| ダイドードリンコ株式会社 | 1,058 百万円 |
| 次の子会社について、銀行取引に対し下記の保証を行っております。 | |
| Della Gıda Sanayi ve Ticaret A.Ş. | 88 百万円 |
| DyDo DRINCO TURKEY İçecek Satış ve Pazarlama A.Ş. | 342 百万円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債権債務 | |
| 短期金銭債権 | 30,130 百万円 |
| 短期金銭債務 | 6,739 百万円 |
| 長期金銭債権 | 5,850 百万円 |

損益計算書に関する注記

- | | |
|--|-----------|
| 1. 関係会社との取引高 | |
| 営業収益 | 5,000 百万円 |
| その他の営業取引高 | 330 百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 420 百万円 |
| 2. 関係会社株式評価損 | |
| 主にダイドードリンコ株式会社の株式に対する評価損であります。自販機等の事業関連資産の減損損失を計上したことに伴い、同社は債務超過となったことから、当社が保有する同社株式について関係会社株式評価損466百万円を計上しております。 | |
| 3. 貸倒引当金繰入額 | |
| 国内飲料事業の主要な連結子会社であるダイドードリンコ株式会社において減損損失を計上したことに伴い、当社から同社への貸付金等の債権について、回収可能性を踏まえて貸倒引当金の計上が必要と判断し、貸倒引当金繰入額として特別損失に計上しております。 | |

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
自己株式				
普通株式	1,533,601	1,302	98,200	1,436,703
合 計	1,533,601	1,302	98,200	1,436,703

- (注) 1. 当事業年度期首及び当事業年度期末の自己株式の株式数には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式がそれぞれ165,700株、157,200株含まれております。また、当事業年度期首の自己株式の株式数には、信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship[®]) の従持信託が保有する当社株式が82,100株含まれております。
2. 自己株式の株式数の増加の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|----------------|--------|
| 譲渡制限付株式報酬の無償取得 | 1,300株 |
| 単元未満株式の買取 | 2株 |
3. 自己株式の株式数の減少の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|-----------------------|---------|
| 従持信託から社員持株会への売却 | 82,100株 |
| 役員向け株式給付信託から対象者への株式給付 | 8,500株 |
| 譲渡制限付株式報酬の割当 | 7,600株 |

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	242 百万円
未払金	75 百万円
役員株式給付引当金	70 百万円
関係会社出資金評価損	380 百万円
子会社株式	313 百万円
減損損失	14 百万円
無形固定資産	25 百万円
貸倒引当金	8,258 百万円
その他	78 百万円
小計	9,458 百万円
評価性引当額	△9,458 百万円
繰延税金資産合計	— 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,080 百万円
その他	△0 百万円
繰延税金負債合計	△1,080 百万円
繰延税金負債の純額	△1,080 百万円

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有割合)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ダイドードリンコ(株)	所有 直接100%	役員の兼任 経営管理 資金貸借関係 債務の保証	ロイヤリティー 収入 (注) 1	2,257	営業未収入金	156
				システム料収入 (注) 2	1,960		
				業務委託手数料 (注) 3	206	未払金	17
				債務保証 (注) 5	1,058	—	—
				資金の貸付 (注) 6	4,000	関係会社 短期貸付金 (注) 9	3,625
				資金の回収	4,300	関係会社 長期貸付金 (注) 9	5,850
				利息の受取	261	営業未収入金	3
				CMS (注) 7	2,177	預け金 (注) 9	18,191
子会社	大同薬品工業(株)	所有 直接100%	役員の兼任 経営管理 資金貸借関係	CMS (注) 7	△85	預り金	1,629
				受取配当金 (注) 4	328	—	—
子会社	(株)たらみ	所有 直接100%	役員の兼任 経営管理 資金貸借関係	CMS (注) 7	△1,583	預り金	4,167
				受取配当金 (注) 4	410	—	—
子会社	Della Gıda Sanayi ve Ticaret A.Ş.	所有 直接100%	役員の兼任 経営管理 債務の保証 資金貸借関係	資金の回収	2,629	—	—
				利息の受取	89	—	—
				債務保証 (注) 5	88	—	—
				増資の引受 (注) 8	2,513	—	—
子会社	ダイドーフーマ(株)	所有 直接100%	役員の兼任 経営管理 資金貸借関係	CMS (注) 7	290	預け金	1,298
子会社	ダイナミックベン ディングネットワ ーク(株)	所有 間接66.6%	経営管理 資金貸借関係	CMS (注) 7	△811	預け金	4,620
子会社	ダイドーアサヒ ベディング(株)	所有 間接66.6%	役員の兼任 経営管理 資金貸借関係	CMS (注) 7	732	預け金	1,919

取引条件及び取引条件の決定方法

- (注) 1. ロイヤリティー収入はブランド使用の対価として、両社協議のうえ決定しております。
2. システム料収入はシステム使用の対価として、両社協議のうえ決定しております。
3. 業務委託手数料は管理業務の対価として、両社協議のうえ決定しております。
4. 受取配当金は関係会社の利益剰余金をベースに、両社協議のうえ決定しております。
5. 子会社のリース債務及び銀行取引に対し保証を行っております。
なお、保証料の受取はありません。
6. 貸付金の利息については市場金利を勘案し、合理的に決定しております。
7. CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）の利息については市場金利を勘案し、合理的に決定しております。
なお、取引金額については取引が反復的に行われているため、当事業年度における純増減額を記載しております。
8. 子会社が行った増資を当社が全額引き受けたものです。
9. ダイードリンク(株)に対する関係会社長期貸付金5,850百万円、関係会社短期貸付金3,625百万円及び預け金16,675百万円について、回収可能性を踏まえて貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度においては、26,150百万円を貸倒引当金繰入額として特別損失に計上しております。
10. 上記の金額のうち取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,789円67銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失(△) | △825円36銭 |

- (注) 1. 役員向け株式給付信託が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、当事業年度末の普通株式の発行済株式の総数から控除する自己株式に含めております。
役員向け株式給付信託が保有する当社株式の株式数は、当事業年度末157,200株であります。
2. 役員向け株式給付信託及び信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)の従持信託を、1株当たり当期純利益の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
役員向け株式給付信託が保有する当社株式の期中平均株式数は、当事業年度159,815株、従持信託が保有する当社株式の期中平均株式数は、当事業年度36,969株であります。
なお、2025年7月31日をもって当該従持信託は終了しております。

その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。